# BIGLOBE クラウドストレージ利用規約

ビッグローブ株式会社

#### 第1条 (規約の適用)

この規約(以下「本規約」といいます。)は、ビッグローブ株式会社(以下「当社」といいます。)が「BIGLOBE クラウドストレージ」の名称にて提供するオンラインストレージサービス(その内容は第 4 条に定めるとおりとし、以下「本サービス」といいます。)に関する一切の条件について適用されます。当社は、本件会員(第3条第9号において定めるものをいい、以下同様とします。)による本サービスの利用があった場合、本件会員が本規約を承諾したものとみなします。

- 2 本サービスには、以下のメニュー(以下「メニュー」といいます。)があり、第7条に基づき利用契約(第3条第8号において定めるものをいい、以下同様とします。)の申し込みをされる際に、何れかを選択いただきます。
  - (1) クラウドストレージ (無料コース)
  - (2) 条項削除
  - (3) クラウドストレージプラス (第4項に定める申込資格があります。)
  - (4) クラウドストレージ ST
  - (5) クラウドストレージ HA
  - (6) クラウドストレージプラス「年間契約コース]
- 3 当社が、本サービスの円滑な適用を図るため、必要に応じて本件会員に通知した本サービスの利用に係わる諸規定は本規約の一部を構成します。
- 4 本サービスのうち、第2項(3)に定めるメニューの利用契約の申し込みをされる方は、当社の別途定める「BIGLOBE 法人サービス利用 ID (旧名称: BIGLOBE クラウドストレージ契約 ID)規約」、「BIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE オフィスサービス)」、「BIGLOBE 法人会員規約 (BIGLOBE 法人ペイメント ID)」または「BIGLOBE サービス料金制選択コース」(以下総称して「会員規約」といいます。)に基づく契約が当社との間に成立している必要があります。

# 第2条(本規約の変更)

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法(当社所定のウェブページに掲載する方法を含みます。)により本件会員に通知することにより、本規約を変更することができます。この場合、この予告期間内に、第 13 条に基づき本件会員から利用契約を解約する旨の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき本件会員による承諾があったものとみなします。

### 第3条 (用語の定義)

本規約において、次の各号の用語の意味は、それぞれ各号のとおりとします。

- (1) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいいます。
- (2) 「電気通信回線」とは、電気通信設備たる回線をいいます。

- (3) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- (4) 「本サービス用通信回線」とは、本サービスの提供に使用するため、当社が他の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)(以下「事業法」といいます。) 第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届出をした者をいい、以下同様とします。)から提供を受ける電気通信回線をいいます。
- (5) 「本サービス用設備」とは、本サービスに使用するため、本サービス用通信回線に接続された当社の電気通信設備(当該電気通信設備に格納されるソフトウェアを含む。) をいいます。
- (6) 「本サービス用ソフトウェア」とは、当社固有の権原または正当な権原を有する第三者から当社への許諾に基づき、本サービスの提供に関して利用されるコンピュータソフトウェアをいいます。
- (7)「本サービス用システム」とは、本サービス用設備、本サービス用ソフトウェアおよび 本サービス用通信回線をいいます。
- (8)「利用契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいい、第7条に基づく申し込みを当社が第8条に従い承諾することにより成立します。
- (9)「本件会員」とは、当社との間に利用契約が成立している者をいいます。
- (10) 「消費税等相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき課税される消費税および地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
- (11) 「料金等」とは、本サービスの提供に関する料金その他の債務およびこれに係る消費 税等相当額をいいます。
- (12)「営業日」とは、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178号)に定める休日、ならびに当社が休業と定めた日(当社創立記念日、年末年始 休業日、夏期休業日等)を除く、当社が通常営業活動を行う日をいいます。
- (13)「本件会員端末設備」とは、本サービスを利用するために、本件会員が設置するパー ソナルコンピュータ、モデムおよびこれらに類似する機器(当該機器に搭載されるソ フトウェアを含みます。)をいいます。
- (14)「接続サービス」とは、本件会員が本サービスを利用するに当たって事業法にて定める電気通信事業者から提供を受けるインターネットプロトコルによる電気通信サービスその他の接続手段をいいます。
- (15) 「ディスク容量」とは、本件会員が本サービスを利用して本サービス用設備に格納することのできる情報およびデータの最大容量をいいます。
- (16) 「オプションサービス」とは、当社が本件会員の選択により本サービスの一部として 提供する付加サービスであって、第4条に定めるものをいいます。

### 第4条(本サービスの内容)

本サービスは、基本サービスおよびオプションサービスから構成されます。本件会員は、 基本サービスとオプションサービスの組み合わせ、または基本サービスのみを選択して、 本サービスの提供を受けるものとします。当社は、オプションサービスのみの提供を行わ ないものとします。

2 基本サービスおよびオプションサービスの概要については別紙1に定めるものとし、その

詳細は次の仕様書(当社が当該仕様書を改版した場合は改版後のものを含み、以下「本サービス仕様書」といいます。)に定めるとおりとします。

- ・BIGLOBE クラウドストレージ サービス仕様書
- 3 本件会員は、本サービスの特定機能(クライアント AP 機能、Android アプリ機能、iOS アプリ機能、フォルダ同期ツール機能、クライアントツール機能)を利用するにあたっては、本件会員端末設備に、当社所定のソフトウェア(以下「本ソフトウェア」といいます。)をインストールするものとします。本件会員は、本ソフトウェアを、本ソフトウェアのインストール時に表示される当社が別途定める使用許諾契約書の条件に従い、使用するものとします。
- 4 本サービスの内容は、その提供時点において合理的に提供可能と当社が判断するものに限 られます。
- 5 当社は、本サービスの運営および提供に関する業務の全部または一部を、当社の責任において、第三者に委託することがあります。

### 第5条(提供時間)

本件会員が本サービスの提供を受けることができる時間は、1日24時間、かつ、1週7日とします。ただし、別途当社が定める本サービス用システムに係る保守の時間を除きます。

# 第6条(本件会員端末設備および接続サービス)

本件会員は、本サービスを利用するにあたり、自己の費用と責任において、本件会員端末設備を準備しかつ接続サービスへ加入するものとします。

2 本件会員は、自己の責任において、本件会員端末設備および接続サービスを正常に稼働するよう維持管理するものとします。

#### 第7条(利用契約の申し込み)

利用契約の申し込みは、本規約に同意のうえ当社所定の方法(次の事項についての申告を含みます。)により行うものとします。(第 1 条第 2 項(1)のメニューの場合は、次の(4)、(6)、(7)、(8)および(9)に ついての申告はありません。)利用契約の申し込みをされるお客様を、以下「申込者」といいます。

- (1) 会社名(商号または名称)および会社住所(会社登記住所または本店所在地)
- (2) 代表者名(申込者)、代表者の役職、電話番号
- (3) 責任者の氏名、部署名、電子メールアドレス、電話番号
- (4) 料金等の請求の連絡先担当者の氏名、部署、住所および電話番号および電子メールアドレス
- (5) 第1条第2項に定めるメニューのうち選択するもの
- (6) 希望するユーザ ID 等 (第 10 条にて定義) の数量 (第 1 条第 2 項 (3)のメニューを選択した場合にのみ、別紙 2 所定の数量範囲内で選択します)
- (7) 希望するディスク容量
- (8) 第1条第2項(4)または(5)のメニューを選択する場合は、標準提供のディスク容量に対するディスク容量の追加の希望の有無、さらに有の場合は追加するディスク容量(追加することのできるディスク容量には別紙2に定める上限があります)
- (9) オプションサービスの利用の希望の有無、さらに有の場合は希望するオプションサー

ビスの名称

- (10) 本サービスの利用開始希望日
- (11) 希望する法人 ID、管理者 ID (申告できる ID の範囲は第1条第2項所定のメニュー により異なります)
- (12) その他利用契約の申込の内容を特定するため必要な事項
- 2 第1条第2項(1)に定める本サービスのメニューを選択する場合は、オプションサービスの利用によるディスク容量の追加は、利用契約の成立後は一切申し込むことはできません。第1条第2項(3)、(4)、(5)および(6)に定める本サービスのメニューを選択する場合は、利用契約の成立後において、第9条の規定に従い、別途当社の規定する数量の範囲内および単位にてユーザ ID 等の数量の変更の申し込みをすることができるものとし、また、別途当社の規定する容量の範囲内および単位にてディスク容量の変更の申し込みをすることができるものとします。ただし、第1条第2項(3)に定める本サービスのメニューについては、かかる変更の申し込みは、利用契約が成立した暦月に行うことはできず、また当該暦月以降においても、1暦月当たり2回を超えて行うことはできません。さらに、第1条第2項(6)に定める本サービスのメニューについては、ユーザ ID 等の数量およびディスク容量の追加の申し込みは、利用契約が成立した暦月に行うことはできず、また当該暦月以降においても、1暦月当たり2回を超えて行うことはできず、ユーザ ID 等の数量およびディスク容量の削減の申し込みは、利用契約が成立した契約年度(「契約年度」の定義は第11条において定めます。)以降の各契約年度における、利用契約が成立した暦月と同じ暦月にのみ行うことができるものとします。
- 3 第1項に基づく希望する ID の申告は、当社の別途定める ID 規則に従い行う必要があります。また、事情によりかかる希望に応じられないことがあり、その場合は、当社の指定する条件の範囲内で、異なる ID を選定のうえ、申告する必要があります。
- 4 第1条第2項(1)に定める本サービスのメニューを対象として利用契約が成立した本件会員は、当該利用契約が有効である限り、当該メニューについて利用契約の申し込みを新たに行うことはできません。

# 第8条 (利用契約の成立)

利用契約は、前条に定める申込に対し、当社がこれを審査のうえ承諾した時に成立します。

- 2 当社は、次の各号の場合には、利用契約の申込を承諾しないことがあります。また、当社は、利用契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、電子メールにて通知することにより、利用契約の全てまたはその一部を解除することができます。ただし、本項第3号および第4号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、かかる期間内に是正されないときは、電子メールにて通知することにより、利用契約を解除することができます。
  - (1)利用契約の申込時に虚偽の情報を登録したことが判明した場合
  - (2)過去に会員規約の違反等で利用契約もしくは会員規約に基づく契約等の解除、または会員規約に基づくサービス等の利用を停止されていることが判明した場合
  - (3)申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
  - (4)申込者が未成年者等であって、利用契約の申し込みに当たり法定代理人等の同意を得ていない場合

(5)その他利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

#### 第9条 (契約事項の変更等)

本件会員は、第7条に定める利用契約の申込のときに当社に登録または申告した情報に変更がある場合、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に申込むものとします。ただし、第7条第2項に定める場合は、かかる変更を行うことはできません。

- 2 当社は、利用契約の内容を成す事項(以下「契約事項」といいます。)係る変更申込があった場合、前条の規定に準じて取扱います。
- 3 当社は、前項の規定により契約事項に係る変更申込を承諾した場合、当社所定の期間内に 当該変更への対応を行います。なお、料金の変更を伴うものについては、当社による変更 の対応が完了した日の属する月から新たな料金を適用するものとします。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、本件会員は、契約事項の変更のうち本サービスに係る料金等の変更を伴わないものを希望する場合、その旨を当社所定の方法により、当社に届出るものとします。
- 5 本件会員は、前各項その他の場合において、当社所定の方法により、当社が定める事項の 変更を行うことができます。
- 6 本件会員が第1項に定める申込または第4項に定める届出を怠り、または遅延したことに 起因して当該本件会員が不利益(本規約に定める当社からの通知・催告が届かないことを 含みます。)を被ったとしても、当社は、一切責任を負いません。

### 第 10 条 (ユーザ ID 等)

当社は本件会員に対し、利用契約成立後の当社所定の期間内に、パスワードを交付します。

- 2 本件会員は、当社所定の規則に従い、第7条に従い当社に申告し当社に認められた ID(以下「希望ID」といいます。)とパスワードを組み合わせて、本サービスのログインおよび利用に必要な ID およびパスワードを生成するものとします。なお、第1条第2項に定める本サービスのメニューによっては、生成することのできる、かかる ID およびパスワードの数量には別紙2に定める上限があります。(かかる生成された ID およびパスワードを「ユーザ ID等」といいます。)
- 3 本件会員は、パスワードまたはユーザ ID 等を用いて、本サービスにログインし、利用するものとします。
- 4 本件会員は、当社が別途定める場合を除き、パスワード、希望 ID およびユーザ ID 等を、 第三者に使用させ、または売買、譲渡もしくは貸与等してはならないものとします。
- 5 パスワード、希望 ID およびユーザ ID 等の管理および使用は本件会員の責任とし、使用上 の過誤または第三者による不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとしま す。
- 6 ユーザ ID 等 (パスワードおよび希望 ID を不正使用等して第三者が作成したものを含みます。) が利用されたときには、本件会員自身による利用とみなされ、本件会員は、その利用 に係る料金等を負担するものとします。

#### 第11条(利用契約の有効期間)

利用契約の有効期間は、本件会員が選択する第1条第2項所定のメニューに応じて、次の

とおりとします。

- (1) 第1条第2号(1)所定のメニュー 利用契約が成立した日から30日間
- (2) 第1条第2項(3)、(4)または(5)所定のメニュー 利用契約が成立した日から、解除等により本規約に従い終了した日まで
- (3) 第1条第2項(6)所定のメニュー

利用契約が成立した日から、当該成立の日が属する暦月を起算月とする 12 ヶ月間の期間が満了した日まで。ただし、当該満了日の属する暦月の前暦月の 20 日までに、利用契約を終了させる旨の当社所定の方法による通知が本件会員から当社に到達しなかった場合は、有効期間はさらに1年間延長するものとし、以降、有効期間の満了を迎える都度、同様とします。なお、利用契約の最初の有効期間およびかかる延長がなされた各1年間の期間を併せて以下「契約年度」といいます。 本件会員から当該時期までに当該通知が当社に到達しなかったことにより有効期間が延長された場合、本件会員は、延長された有効期間に係る契約年度について、第18条の3所定の年額料金を支払うことを要します。

なお、(1)および(3)の場合において、有効期間の満了前に利用契約が解除等により本規約に 従い終了した場合は、利用契約は当該終了の時点で効力を失います。

# 第11条の2(最低利用期間)

本サービスには最低利用期間(以下「最低利用期間」といいます。)があり、利用契約が成立した日が属する月の初日から起算して、別紙1に定める期間とします。

- 2 第1条第2項(6)に定める以外のメニューを選択した本件会員は、最低利用期間内に利用契約の解除等があった場合は、残余の期間に対応する月額料金(別紙2に定めるものをいいます。)に相当する金額を、違約金として当社が定める期日までに一括して支払わなければなりません。
- 3 第1条第2項(6)所定のメニューを選択した本件会員に対しては、最低利用期間内に利用契約の解除があった場合でも、当社は、当該本件会員が第18条の3に基づき当社に支払った、最低利用期間に係る契約年度の年額料金を全部または一部であれ一切返金しません。また、当該本件会員は、当該解除の時点において当該年額料金を未だ支払っていなかった場合、当該解除により、その支払義務を免れるものではありません。

### 第12条(権利の譲渡)

本件会員は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権その他担保に供する等の行為をすることができません。

2 当社は、料金などの回収代行業務を第三者に委託する場合には、当社が本件会員から料金 等(延滞利息を含みます。)の支払を受ける権利の全部または一部を、当該第三者に譲渡す ることができるものとします。また、当社は、当該業務を委託した第三者に譲渡した当該 債権の全部または一部について、かかる譲渡を取消し、または再譲渡を受けることができ るものとします。

#### 第13条(本件会員が行う契約の解約等)

本件会員は、利用契約を解除しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に

通知することにより利用契約を解除することができます。

- 2 前項の解除が効力を生じ、利用契約が効力を失う時期は次の通りとします。
  - (1) 前項の通知が各月の1日から20日までの間に当社に到達した場合:当該各月の末日
  - (2) 前項の通知が各月の 21 日から末日までの間に当社に到達した場合: 当該各月の翌月の 末日
- 3 最低利用期間の終了前に前 2 項に従い利用契約が解除された場合には、本件会員は第 11 条の 2 第 2 項または第 3 項の規定が適用されます。
- 4 第1項および第2項の場合において、本サービスの利用中に生じた本件会員の一切の債務 は、利用契約の解除があった後においても、その債務が履行されるまで消滅しません。

#### 第14条(利用中止)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、本件会員による 本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
- (2) 他の電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
- (3) 第29条の規定による場合
- (4) 天災事変その他不可抗力により本サービスを提供することが不可能な場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を本件 会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

# 第15条(利用停止)

当社は、本件会員が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、当該本件会員による本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 利用契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 支払期日を経過してもなお料金等が支払われない場合
- (3) 第30条第2項の規定に違反した場合
- (4) 当社および当社の委託先の問い合わせ窓口等へ、正当な事由もなく長時間の電話をしたり、同様の繰り返し電話を過度に行ったり、または不当な義務等を強要したり、威嚇等をもって嫌がらせ、恐喝もしくは脅迫に類する行為をしたりすることで、当社または当社の委託先の業務に著しく支障をきたした場合
- (5) 解散、廃業若しくは合併をし、または清算に入った場合
- (6) 監督官庁より営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合
- (7) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立てを受け、または民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは破産手続開始の申立てを受け、または民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始もしくは特別清算の申立てを自ら行った場合
- (8) 支払停止、支払不能等の事由を生じた場合
- (9) 手形、小切手について不渡り処分を受け、または金融機関から取引停止処分を受けた場合、もしくは租税滞納処分を受けた場合
- (10) 当社が本件会員に対する債権保全上必要と認めた場合
- (11) 前各号の他本規約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利

用停止をする日および期間または停止を解除する条件を本件会員に通知します。ただし、 緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

# 第16条(当社が行う契約の解除等)

当社は、前条の規定により本サービスの利用停止を受けた本件会員が当該利用停止日から 3 ヶ月が経過してもなお、当該利用停止の原因となった事由を解消しない場合は、当該本件会員に対して何らの通知または催告をすることなく、当該本件会員との利用契約を解除 することができます。ただし、当該利用停止の原因となった事由が前条第1項第5号乃至 第10号に定めるものである場合は、当社は、当該本件会員に対して何らの通知または催告をすることなく、当該利用停止と同時にまたは当該利用停止後直ちに、当該本件会員との利用契約を解除することができるものとします。

- 2 前項の規定により利用契約が解除その他の事由により終了した場合、本件会員は、本サービスの利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当社から本件会員に対する通知・催告を要せず残存債務の全額を直ちに支払うものとします。
- 3 本サービス用ソフトウェアを当社に利用許諾するための当社と第三者との契約が理由の 如何を問わず終了した場合には、利用契約も当該終了と同時に終了するものとします。当 社は、かかる終了に起因して本件会員に生じることのある損害につき賠償責任を負いません。

# 第17条(料金等)

料金等は、別紙2記載のとおりとします。

2 第 17 条乃至第 20 条の規定は、第 1 条第 2 項(1)に定める本サービスのメニューの利用契約 には適用されません。

#### 第18条(初期料金の支払い方法)

料金等のうち、別紙2において「初期料金」として定められているもの(以下「初期料金」といいます。)の支払いは、本条の第2項以下に定めるとおりとします。

2 当社は本件会員に対し、当社所定の書面により初期料金を、利用契約の成立後その他初期 料金の発生事由が発生した後に請求するものとし、本件会員は当社に対し、当該書面を受 領した日が属する月の翌月末日までに、当社が指定する銀行口座に振込む方法により当該 請求金額を支払うものとします。

# 第18条の2(月額料金の計算方法および支払方法)

料金等のうち、別紙2において「月額料金」として定められているもの(以下「月額料金」といいます。)の支払いは、本条の第2項以下に定めるとおりとします。

- 2 第1条第2項(3)、(4)または(5)所定のメニューを選択した本件会員(以下本条において、単に「本件会員」といいます。)は当社に対し、本サービスの利用開始日が属する月の翌月初日から利用契約の解除その他の終了があった日までの期間の各月について、月額料金を支払うものとします。なお、暦月の途中で利用契約が終了した場合であっても、月額料金の日割りは行わないものとします。
- 3 当社は本件会員に対し、前項の各月に係る月額料金を、当社所定の書面により、当該各月 の翌々月末日までに請求するものとし、本件会員は当社に対し、当該書面を受領した日が

属する月の翌月末日までに、当社が指定する銀行口座に振込む方法により当該請求金額を 支払うものとします。

- 4 本条第2項の期間において、第14条の規定により本サービスの利用中止があった場合または第15条の規定により本サービスの利用停止があった場合は、本件会員は、その利用中止の期間中または利用停止の期間中の月額料金の支払を要します。
- 5 前3項の規定にかかわらず、当社は、月額料金について、その全部または一部の支払時期 を変更することがあります。
- 6 BIGLOBE 会員である本件会員は、本条の規定にかかわらず、会員規約の料金等の支払い に関する規定に従いこれを支払うものとします。前3項の規定にかかわらず、当社は、料金等について、その全部または一部の支払時期を変更することがあります。

# 第18条の3(年額料金の計算方法および支払方法)

料金等のうち、別紙2において「年額料金」として定められているもの(以下「年額料金」といいます。)の支払いは、本条の第2項以下に定めるとおりとします。

- 2 第1条第2項(6)所定のメニューを選択した本件会員(以下本条において、単に「本件会員」 といいます。)は当社に対し、各契約年度について、年額料金を支払うものとします。なお、 契約年度の途中で利用契約が終了した場合であっても、年額料金の月割りおよび日割りは 行わないものとします。
- 3 本件会員は、契約年度の途中において、第7条第2項の規定に従いユーザ ID 等の数量またはディスク容量の追加を行った場合は、かかる追加前から適用されている年額料金に加え、当該契約年度の満了日までの追加料金として、追加されるユーザ ID 等の数量またはディスク容量につきそれぞれ1ID または1GB 当たり、かつ、当該追加のあった月から当該満了日が属する月までの月数につき1ヶ月あたり、別紙2に定める料金を支払うものとします。なお、本件会員は、当該追加があった契約年度より後の各契約年度については、当該追加後のユーザ ID 等の数量の総数およびディスク容量の総容量にて計算し直した年額料金のみを支払うものとします。
- 4 当社は本件会員に対し、各契約年度に係る年額料金を、その消費税等相当額を加算のうえ、 当社所定の書面により、当該各契約年度の開始月と同じ暦月の翌々月末日までに請求する ものとし、本件会員は当社に対し、当該書面を受領した日が属する月の翌月末日までに、 当社が指定する銀行口座に振込む方法により当該請求金額を支払うものとします。なお、 第3項に定める追加料金については、当社は本件会員に対し、その消費税等相当額を加算 のうえ、当該追加が行われた日が属する月の翌々月末日までに請求するものとし、本件会 員は当社に対し、当該書面を受領した日が属する月の翌月末日までに、当社が指定する銀 行口座に振込む方法により当該請求金額を支払うものとします。また、契約年度の途中に おいて消費税率または地方消費税率の変更が実施される場合は、当該実施日以後の期間に ついて当社がかかる請求時に加算する消費税等相当額は、当該変更後の税率に基づいて計 算します。
- 5 契約年度中に、第 14 条の規定により本サービスの利用中止があった場合または第 15 条の規定により本サービスの利用停止があった場合は、本件会員は、その利用中止の期間中または利用停止の期間中の年額料金の支払を要します。
- 6 前4項の規定にかかわらず、当社は、年額料金について、その全部または一部の支払時期 を変更することがあります。

# 第19条(延滯利息)

本件会員は、料金等(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお当社に対して支払わなかった場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得られる金額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

2 当社は、前項の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

### 第20条(振込手数料)

料金等の口座振込に係る銀行手数料およびこれに対応する消費税等相当額は、本件会員がこれを負担するものとします。

# 第21条(情報の管理)

本件会員は、本サービス用設備の故障その他の理由により、当該本件会員が本サービス用設備に格納した情報およびデータが消失することがあり得ることをあらかじめ承諾するものとします。

2 本件会員は、本サービスを利用して受信しまたは送信する情報およびデータについては、 本サービス用設備の故障その他理由による消失に備え、バックアップを取っておく等、必 要な措置をとるものとします。

#### 第22条(本件会員の義務)

本件会員は、本サービスを利用するにあたり、次の行為をしてはなりません。

- (1) 本サービスにより利用し得る情報 (本件会員が本サービス用設備に自ら格納する情報 を除きます。) を改ざんしまたは消去する行為
- (2) ウイルス等の有害なコンピュータプログラムまたは情報等を送信、掲載または書込む 行為
- (3) 他の本件会員のパスワード等、希望 ID またはユーザ ID 等を不正に取得もしくは使用し、または他の本件会員のパスワード等、希望 ID またはユーザ ID 等を不正に他の本件会員もしくは第三者に使用させる行為
- (4) 他の本件会員、当社または第三者の著作権、商標権もしくはその他の知的財産権を侵害する行為
- (5) 他の本件会員、当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、または特定の 地域を名指しする等の方法により他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もし くは信用を傷つけるような行為
- (6) 他の本件会員もしくは第三者の財産またはプライバシーもしくは肖像権等を侵害する 行為
- (7) 詐欺、規制薬物の濫用または売買、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な 売買等の犯罪に結びつく行為
- (8) 違法に賭博・ギャンブルを行い、またはこれを勧誘する行為
- (9) けん銃等の譲渡、公文書偽造、殺人、脅迫等の違法行為を請負し、仲介しまたは誘引 (他人に依頼することを含みます。) する行為
- (10)無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (11)他の本件会員もしくは第三者に対し無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信す

る行為、または他の本件会員もしくは第三者が嫌悪感を抱く電子メール(嫌がらせメール等)を送信する行為、一時に大量の電子メールを送信する等により他の本件会員もしくは第三者の電子メールの送受信に支障をきたす行為、または特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に違反する行為(以下まとめて「迷惑メール等送信行為」といいます。)

- (12) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待または若年者にとって不適当もしくは有害な 内容の画像、映像、音声、文書または情報等を送信、掲載または書込む行為、または インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成15年法律第83号)に違反する行為
- (13) 本件会員もしくは第三者の設備等または本サービス用設備に過大な負荷を生じさせる 行為その他その使用または運営に支障を与える行為
- (14)選挙運動またはこれに類似する行為(公職選挙法(昭和25年法律第100号)において認められる行為を除きます。)
- (15)人の尊厳を著しく損なう情報(歴史的、学術的価値を有するものを除く)、人の殺人 現場の写真等残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著 しく憎悪感を抱かせる情報、事実に反する情報または意味のない情報を不特定多数の 者にあてて送信、掲載または書込む行為
- (16) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれにある自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (17) その他法令に違反しまたは公序良俗に反する行為
- (18) その他本サービスの運営を妨げるような行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- (20) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為
- 2 当社は、前項各号に掲げる内容のファイルその他当社が本サービスの運営上不適当と判断した情報、ファイル等を、当社が違法有害情報への対応運用ルールとして別途規定する「BIGLOBE 会員規約第32条等(会員の義務条項)の運用について」(http://support.biglobe.ne.jp/kiyaku/kiyaku-u.html または当社の別途定めるURL上に掲載)に準じる方法により、掲載停止または削除することがあります。ただし、当社は、当該情報、ファイル等を掲載停止または削除する義務を負うものではありません。
- 3 本件会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万 一本サービスの利用に関連し他の本件会員または第三者に対して損害を与えたものとして、 当該他の本件会員または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、 当該本件会員は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当 社を一切免責するものとします。

### 第22条の2(青少年にとって有害な情報の取り扱いについて)

当社は、本サービスを利用することにより、青少年有害情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第 21 条の趣旨に則り、当社の判断において、本件会員に対して、これら青少年有害情報の発信を通知するとともに、前項に例示する方法等により青少年によるこれらの情報の閲覧の機会を減少させる措置を講じることを要求することがあります。

2 前項に基づく当社の通知に対し、本件会員が、通知された情報が青少年にとって有害な情

報に該当しない旨を当社に回答した場合には、当社はこの会員の判断を尊重します。

3 前項の場合であっても、当社は、青少年有害情報が掲載される URL をフィルタリング提供事業者に対して通知することにより、青少年閲覧防止措置を講じることがあります。

#### 第23条(提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国内に限定します。

2 本件会員は、当社から事前の承諾を得ることなく、日本国外から本サービスを利用することはできません。

### 第24条(輸出管理)

本件会員は、第23条第2項に基づき当社の許諾を得て日本国外から本サービスを利用する場合、当該利用にあたり、(1)日本国内から本サービス用設備に対して送信または格納した情報またはデータ(コンピュータプログラム、プログラムモジュールを含みます。以下同様とします。)を日本国外から利用させること(ダウンロードすることを含みます。)その他非居住者に利用させること、および(2)日本国外から本サービス用設備に対して情報またはデータ送信または格納すること、についての当該情報およびデータの輸出管理の責任は本件会員にあることを了解し、これらに関して適用されるすべての輸出規制(日本国の外国為替及び外国貿易法、米国再輸出規制、当該送信元または格納元の国の輸出規制を含み得ますが、これらに限りません。)を遵守する(当該利用、送信または格納に必要な日本国政府または外国政府の許可を取得することを含みます。)ものとします。

### 第25条(本サービスの変更、追加または廃止)

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができるものとします。この場合、第2条の規定を準用するものとします。

- 2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止に起因して本 件会員に損害等が生じても、何ら責任を負うものではありません。
- 3 当社は、本条第1項の規定により本件サービスを廃止するときは、本件会員に対し廃止する日の3カ月前までに当社所定の方法により通知します。

#### 第26条(責任)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により本サービスの提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、本件会員による損害の賠償請求に応じます。

- 2 前項の場合における本サービスの損害賠償の範囲は、本件会員に現実に発生した直接かつ 通常の損害とし、本件会員が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知っ た時刻以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である場合に限ります。)に対応する 月額料金(第1条第2項(3)、(4)または(5)所定のメニューを選択した本件会員の場合。以 下本項において同じ。)または年額料金の12分の1相当額(第1条第2項(6)所定のメニ ューを選択した本件会員の場合。以下本項にておいて同じ。)の範囲内で、かつ、その総額 は1カ月分の月額料金または年額料金の12分の1相当額の範囲を超えないものとします。
- 3 本条第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしな

かったと当社が判断したときは、前項の規定は適用されません。

- 4 前3項に定める場合を除き、当社は、利用契約に基づく本サービスの提供に関連して当社 が本件会員に対し損害賠償責任を負う場合、当社の故意または重大な過失に起因する場合 を除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、当該本件会員に現実に発生した直接かつ通常 の損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に 当社が当該本件会員から受領すべき料金等(消費税等相当額を含みます。)の額の範囲を超 えないものとします。
- 5 天災、事変その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は、一 切その責を負わないものとします。

# 第27条(本サービスに係る免責)

当社は、前条で定める場合を除き、本件会員の操作ミス等の過失により、または本サービス用システムの故障等により本件会員の情報が消失したため発生した損害、その他、本件会員が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、本件会員が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

- 2 当社は、本サービスが第三者の知的財産権を侵害しないことの保証、本サービスの正確性、 有用性、完全性に関する保証を含め、本サービスに関していかなる保証も行いません。
- 3 当社は、本サービスの利用に関連しまたは本規約の条項に従い当社が行った行為に起因して、本件会員が直接または間接に被り得る損害については、その内容、態様の如何にかかわらず、本規約に定めのある場合および当社の故意または重大な過失による場合を除き、何らの責任も負わず、本件会員は当社に対し、この損害に関し何らの請求も行いません。
- 4 本サービスの利用に関連して、本件会員間または本件会員と第三者との間で何らかの紛争 が発生した場合には、本件会員が自己の費用と責任において解決しなければならず、当社 は、当社の故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

# 第28条(本サービス用システムの修理または復旧)

本件会員は、本サービスを一切利用することができなくなったときは、本件会員端末設備および接続サービスに故障のないことを確認のうえ、その旨を当社に通知するものとします。

- 2 当社は、本サービス用システムに障害が生じまたは本サービス用システムが滅失したこと により本サービスを一切利用することができなくなったことを知ったときは、速やかに本 サービス用システムを修理しまたは復旧します。
- 3 当社が必要と認めるときは、本件会員および当社は本サービス用システムの修理または復 旧の処置等について協議するものとします。

# 第29条(本サービスの利用の制限等)

当社は、事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの利用を制限または中止する措

置をとることがあります。

2 当社は、本件会員または第三者による本サービス用システムに過大な負荷を生じさせる行 為その他その使用または運営に支障を与える行為があった場合、本サービスの利用を制限 することがあります。

#### 第30条(著作権等)

別段の定めのない限り、本サービスを通じて当社が提供する情報に関する著作権(著作権 法(昭和45年法律第48号)第27条および第28条に定める権利を含みます。以下同じ。) その他の知的財産権は、当社または当該情報に関する正当な権原を有する権利者に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サービスの著作権その他の知的財産権は、 当社に帰属するものとします。

2 本件会員は、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を、当社または当該情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法のいかんを問わず自ら行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとします。

# 第31条(秘密保持および個人情報の保護)

本条においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本件会員等」とは、第7条に定める申込に際し当社に登録された情報により識別することができる代表者その他の特定の個人(他の情報と容易に照合することができ、それにより識別することができることとなる代表者その他の特定の個人を含みます。)をいいます。
- (2) 「本件会員等の個人情報」とは、本件会員等に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号その他の記述等(記述、番号、記号その他の符号等をいい、本条第3項各号に定めるものを含みます。)により特定の本件会員等を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の本件会員等を識別することができることとなるものを含みます。)をいいます。
- (3) 「当社知得の本件会員等の個人情報」とは、本件会員等の個人情報のうち以下のものをいいます。
  - [1] 第7条または第9条に定める申込に際し当社に登録された情報
  - [2] 第1条第3項に定める諸規定に基づき当社に登録された情報
  - [3] 上記[1]および[2]の他、本サービスの提供に関連して当社が知得した情報
- (4) 「料金等情報」とは、本サービスの利用料金、利用料金明細、請求料金、入金情報その他の料金等の請求・決済に係る実績に関する情報をいいます。
- 2 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た本件会員等の秘密情報を事業法第4条に基づき保護し、第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、裁判所の発する令状 その他裁判所の判断または法令に従い開示する場合はこの限りではありません。
- 3 本件会員は、当社が、当社知得の本件会員等の個人情報のうち次の第1号乃至第9号の各号に定めるものを、当該各号に定めるその利用(第三者への提供を含みます。)の目的(以下「利用目的」といいます。)の達成に必要な範囲内で取扱うことに同意するものとします。
  - (1) 本件会員との間において本サービスの提供に伴い必要となる認証および運用業務の実

施のため、ならびに本サービスの変更、追加または廃止に係る通知をするため、ユーザID等、氏名、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、会社名、部門名、住所、性別、生年月日、通信履歴、および利用契約情報(契約の種類、申込日、契約日、回線の種別・状況・名義人、その他の利用契約の内容に関する情報をいいます。)を利用すること

- (2) 本サービスの提供に関連して、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供 との関連において、本件会員が請求または購入した資料、サンプル・試供品、景品お よび商品等の配送その他の提供をするため、氏名、ユーザID等、住所、および電話番 号等を利用すること
- (3) 本サービスの提供に関連して、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供 との関連において、本件会員からの請求、問い合わせおよび苦情に対する対応、出張 サポート、または連絡をするため、氏名、ユーザID等、住所、電話番号、ファックス 番号、電子メールアドレス、および通信履歴を利用すること
- (4) 本件会員に対し、本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、当社または当社の提携先等第三者の商品またはサービス等の品質向上等を図るためのアンケート調査等を行い、その集計および分析等を行うため、ユーザID等、氏名、電子メールアドレス、電話番号、住所、性別、年齢その他の属性に係る情報、料金等情報、および当該アンケート調査等の結果得られた情報等を利用すること
- (5) 本サービスの提供に関連して、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、当社または当社の提携先等第三者の商品、サービス等または広告、宣伝その他の情報の内容を本件会員向けにカスタマイズする等これを向上させるため、ユーザID等、氏名、電子メールアドレス、Webサイトの閲覧履歴、電子メールへの反応状況、性別、年齢その他の属性に係る情報、および本サービスその他当社が提供するサービスの利用に係る情報等を個別に告知を行うことなく収集するとともに、これらを当社知得の本件会員等の個人情報その他当社が知り得た情報等と関連付けて利用すること
- (6) 前2号に定める当社の提携先等第三者による商品またはサービス等の改良、企画開発またはマーケティング活動のため、前2号により得られた情報等を、本件会員および本件会員等を識別または特定することができない態様にて、当該当社の提携先等第三者に開示または提供すること
- (7) 本件会員に対し、本サービスの提供に関連して、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、当社または当社の提携先等第三者の商品またはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための、当社のWebサイトその他本件会員端末設備上への表示、電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等(サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。)を行い、または電話もしくは訪問による説明をするため、氏名、ユーザID等、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、およびダイレクトメール・情報誌等の配信または購読希望情報等を利用すること
- (8) 利用契約の解除もしくは終了に伴う本件会員の退会処理のため、それぞれ、ユーザID等、 通信履歴、およびその他当該本件会員の退会処理または当該処理に必要な情報等を当該 本件会員の退会後も当社所定の期間利用すること

- (9) 裁判所の発する令状その他裁判所の判断または法令に従い本件会員等の個人情報を開示するため、当該本件会員等の個人情報を利用すること
- 4 第1条第3項に定める諸規定に本件会員等の個人情報に関する利用目的その他の取扱いの定めがある場合において、当該取扱いの定めに基づき新たな本件会員等の個人情報の登録があるときは、当該新たな本件会員等の個人情報に関し、当該取扱いの定めとともに前項の規定が、重ねて適用されるものとします。この場合において、当社知得の本件会員等の個人情報のうち当該新たな本件会員等の個人情報を除くものに関しても、当該取扱いの定めとともに前項の規定が重ねて適用されるものとします。なお、当該取扱いの定めは、当該諸規定の主題に関する限りで適用されるものとします。
- 5 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する 法律(平成13年法律第137号)第4条第1項またはその他の法令に従った開示請求があっ た場合、前3項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがありま す。また、当社は、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス 協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会および一般社団法人日本ケー ブルテレビ連盟による平成17年10月付での策定に係る「インターネット上の自殺予告事 案への対応に関するガイドライン」(その変更を含みます。)に従った照会があった場 合または平成19年2月付での策定に係る「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガ イドライン」(その変更を含みます。)に従った開示請求があった場合、本条第2項の 規定にかかわらず、当該照会または開示請求の範囲内で情報を開示することがあります。
- 6 当社は、本条第3項、第4項および前項前段の場合において、本件会員等の個人情報を 適切に管理するように契約等により義務付けた業務委託先に対し、利用目的の達成に必 要な業務を委託する目的で、当該本件会員等の個人情報を委託することができるものと します。

#### 第32条(反社会的勢力の排除)

本件会員は当社に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

- (1) 本件会員またはその役職員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」と総称します。)に属すること
- (2) 反社会的勢力が本件会員の経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 反社会的勢力が本件会員の経営に実質的に関与していると認められる関係を有する こと
- (4) 本件会員またはその役職員が反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 本件会員またはその役職員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 本件会員またはその役職員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 本件会員は当社に対し、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行 為を行わないことを表明し、保証します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為
- (4) 風説の流布、偽計もしくは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、本件会員が前 2 項の表明保証に反することが認められると判断した場合には、当該本件会員に対し、催告その他の手続を要することなく、利用契約を解除することができるものとします。
- 4 当社は、本条の規定により利用契約を解除した場合、本件会員に損害が生じても何らこれ を賠償ないし補償することを要せず、また、当該解除により当社に損害が生じたときは、 本件会員にその損害の賠償を請求することができるものとします。

#### 第33条(本件会員の地位の承継)

法人の合併等により本件会員の地位を承継したものは、承継をした日から 30 日以内に当 社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に提出するものとします。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する 代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した場合も同様とします。
- 3 当社は、本条の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱います。

# 第34条(通知)

本規約に従い当社が本件会員に対して行った通知または催告については、これが本件会員に実際に到達したか、および本件会員がこれを実際に閲覧したかにかかわらず、本件会員に通常到達すべき時(当社がウェブページへの掲載により通知または催告を行う場合は、意思があれば閲覧が可能な状態になった時)をもって、完了したものとして扱います。

#### 第35条(利用終了後の取り扱い)

本件会員は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、本件会員端末設備にインストールされた本ソフトウェアを、当該本件会員端末設備からアンインストールするものとします。

# 第 36 条 (準拠法)

本規約に関する準拠法としては、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

#### 第37条(合意管轄)

本件会員と当社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

本規約は、平成31年4月1日から改定して実施します。